

山口県健康エキスパート薬剤師登録要領

(趣旨)

第1条 山口県健康エキスパート薬剤師の登録については、山口県健康エキスパート薬剤師登録要綱(以下「要綱」という。)の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(健康エキスパートの登録要件)

第3条 要綱第4条第2号の前号に掲げる者と同等以上であると知事が認める薬剤師は、次のいずれかを満たす者とする。

- (1) (公財) 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた実施法人・団体の認定薬剤師
 - ・ 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師
 - ・ 日本薬剤師会 JPALS レベル5 又は 6 等
- (2) 別表第1に定める資格を有する者
- (3) 次に掲げる研修を直近1年間に15時間以上受講した者
 - ・ 県が認める研修
 - ・ 行政機関や薬剤師会が実施する研修会
 - ・ (公財) 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた実施法人・団体が認める研修会等で、県民への健康サポートに活かせる内容が含まれるもの
- (4) 学校保健安全法第23条に基づく学校薬剤師として、実務経験年数が3年以上の者ただし、次の①又は②に該当する者は、登録に必要な実務経験年数を、それぞれ1年減じることとする。
 - ① 学校薬剤師に就任する前に、地域学校薬剤師部会等が実施する実務研修を受講した者(事前研修受講者)
 - ② 山口県薬剤師会学校薬剤師部会等が実施する学校薬剤師に関する研修(Web研修・オンデマンド配信を含む)を直近1年間に5時間以上受講した者(指定研修受講者)

(登録要件に該当していることがわかる書類)

第4条 要綱第5条第1号において、健康エキスパートの登録を行おうとする者は、登録要件に該当することがわかる書類として、別表第2に定める書類を県に提出するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月5日から施行する。

この要領は、令和8年2月13日から施行する。

別表第1（第3条（2）関係）

資格	認定団体	健康サポート内容
禁煙相談薬剤師	山口県薬剤師会	禁煙
公認スポーツファーマシスト	日本アンチ・ドーピング機構	運動・体操
熱中症対策アドバイザー	熱中症予防声かけプロジェクト	熱中症予防

別表第2（第4条関係）

要綱	要領	登録要件に該当していることがわかる書類
第4条第1号	—	研修修了証の写し又はこれに準ずるもの
第4条第2号	第3条（1）	認定証の写し又はこれに準ずるもの
	第3条（2）	認定証又は修了証の写し
	第3条（3）	研修受講状況が分かる書類の写し又は研修受講報告書（別紙1）
	第3条（4）	学校薬剤師に関する実務経験等報告書（別紙2）